

指定給水装置工事事業者 各位

指定排水設備工事事業者 各位

鹿児島市水道局給排水設備課

課長 大山 英一

(公印省略)

令和7年度からの給排水設備工事の手続等について（通知）

（ 給排水設備工事申請書の様式改正
給排水設備工事施行基準の改正
各種届出の様式改正・電子申請手続の拡充 ）

平素より本市の上下水道事業につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、「給水装置・排水設備工事申請書の様式改正」、「給水装置・排水設備工事施行基準の改正」、「各種届出の様式改正・電子申請手続の拡充」を行いますので通知いたします。詳細については、下記を参照ください。

ご理解のほどよろしく願いいたします。

記

1 給水装置・排水設備工事申請・設計書の様式改正

【主な改正内容】

- ・記載内容の見直し（誓約事項の追記、委任状・施行確認欄の分離 など）
※工事申請時には、工事申請書・設計図面に加えて別途、委任状の提出が必要です。
- ・用紙サイズの変更（B4から工事申請書・図面をA3、委任状をA4へ）
※紙質については、工事申請書はサイズA3／上質紙90kg／白色、委任状はサイズA4／上質紙90kg／白色としてください。
- ・工事連絡票の見直し（A4横からA4縦へ）

【運用開始日】

- ・令和7年4月1日（移行期間として、9月30日まで旧様式での受付も行います。）

【様式の配布】

- ・記入方法、新様式データにつきましては、水道局ホームページの「指定工事事業者向けのお知らせ・通知など」または「様式集（給水装置工事及び排水設備工事）（4月1日以降）」からダウンロードできます。

(裏面へ)

2 給水装置・排水設備工事施行基準の改正

【主な改正内容】

(1) 給水装置工事施行基準

- ・申請書様式変更に伴う文言変更
- ・水道用明示テープの仕様改正
- ・水道メーターの規格修正
- ・各種基準等の誓約書削除に伴う修正
- ・認証マークの寸法表記の削除
- ・管轄省庁の変更
- ・チェックリストの内容修正

(2) 排水設備工事施行基準

- ・申請書様式変更に伴う文言変更
- ・チェックリストの内容修正

【運用開始日】

- ・令和7年4月1日施行

【改正版の配布】

- ・改正箇所につきましては、水道局ホームページの「給水装置工事施行基準・排水設備工事施行基準」からダウンロードできます（4月1日以降）。

3 各種届出の様式改正・電子申請手続の拡充

【様式改正・電子申請拡充する手続】

- ・以下の①～④の手続について様式を改正します。また、①②の手続きに加え、③④の手続きについて電子申請手続きを拡充します。

手続名	電子申請	備考
①給水装置（代表者・管理人）選定届出書 排水設備管理人選定届出書	○	電子申請導入済
②受水槽撤去届出書	○	電子申請導入済
③給水装置（所有者・使用者・管理人）異動届出書 排水設備（所有者・使用者・管理人）異動届出書	◎	今回電子申請導入 一部記名押印または署名が必要
④給水装置（休止・廃止）届出書 排水設備（開始・休止・廃止）届出書	◎	今回電子申請導入（メーター返却・亡失がないものに限る）

【運用開始日】

- ・令和7年4月1日（移行期間として、9月30日まで旧様式での受付も行います。）

【様式の配布】

- ・記入方法、新様式データにつきましては、水道局ホームページの「様式集（給水装置工事及び排水設備工事）」からダウンロードできます（4月1日以降）。

【お問い合わせ先】

- 工事申請書改正に関するお問い合わせ
南部審査係：TEL 099-213-8523、北部審査係：TEL 099-213-8524
- 施行基準改正に関するお問い合わせ
南部審査係：TEL 099-213-8523、北部審査係：TEL 099-213-8524
- 各種届出の様式改正・電子申請拡充に関するお問い合わせ
管理指導係：TEL 099-213-8521